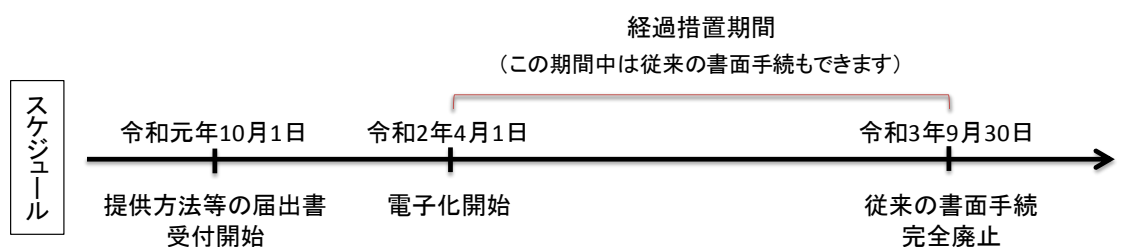


今回のテーマ：「消費税の外国人向け免税店の手続き（概要）」

消費税の免税店では、これまで購入記録情報を書面で提出していましたが、経過措置を経て、令和3年9月30日で書面手続は完全廃止され、電子化が義務付けられます。この電子化は、すべての免税店が対象となります。



<補足>

- ① 従来どおり (③も同様)
- ② 口頭やパンフレットの交付、店内ポスターに記載するなどの方法で、購入者側の手続きを説明しなければならない (従来は義務ではなかった)
- ④ 情報を電子化して国税庁の免税販売管理システムに送信する (従来は書面提出)

<電子化対応に向けた準備>

各免税店が送信手段 (パソコンおよびソフト) を用意する必要があり、具体的には次の2つの方法があります。

- (イ) 国税庁に送信できるシステムを自社で開発又は購入し、自社で送信する。
- (ロ) ショッピングセンター等 (承認送信事業者) に入っている免税店は、ショッピングセンター等と契約し、代わりに送信してもらう。

そして、上記(イ)または(ロ)に記載した「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出します。(令和元年10月1日から提出可能。新たに免税店となる場合は、従来の「輸出物品販売場許可申請書」も提出要。)

